

平成31年度

物品・役務関係入札参加資格審査申請の手引き

公立豊岡病院組合

目 次

最初にお読みください	1
I 申請の手続き	2
1 申請書を提出する者	2
2 申請の受付ができない者	2
3 提出書類	3
4 提出方法	4
II 申請書類の記入要領	5
1 物品・役務関係入札参加資格審査申請書について	5
2 障害者雇用状況報告書について	11
3 個人事業に係る経営事項申告書について	12
4 使用印鑑届について	12
5 「登記されていないことの証明書」等について	13
6 受付票について	13
(参考) 資格取得後の登録内容の変更等について	13
<hr/>	
○ 営業に関し必要な許可・認可等一覧(例示)	15
○ 業種別コード区分表	16

最初にお読みください

1 平成31年度の受付について

- (1) 受付期間 平成31年2月1日(金)～2月26日(火)(土・日曜日及び祝日を除く。)
※受付済の申請書に補正指示があった場合は、5日以内に補正や不足書類の提出等を行ってください。補正や不足書類の提出等がなかった場合は、受付を取り消します。
※期間経過後の申請は受付できません。
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時(正午から午後1時を除く。)
- (3) 受付場所 公立豊岡病院組合統轄管理事務所総務部出納室
〒668-8501 兵庫県豊岡市戸牧1094番地
電話 0796-22-6111(内線2105、2106)
※申請書類一式を持参又は郵送して下さい。【必着】

2 入札参加資格者名簿への登載について

資格有効期間 平成31年4月1日から平成32(2020)年3月31日までです。

3 その他

- (1) 申請書を提出後に変更が生じたときは、平成31年4月以降に変更届を提出してください。変更届提出の詳細については、P13の「(参考)資格取得後の登録内容の変更等について」をご覧ください。
- (2) 将来、物品・役務関係入札参加資格者名簿の登載内容のうち、登録者の商号、所在地、登録業種等が公表されることがありますので、ご了承のうえ申請願います。
- (3) 受付した書類は、原則として返却できませんので、ご了承願います。
- (4) 公立豊岡病院組合内病院に、社員及びその家族の治療費の滞納が確認され、所定の手続きを経ても入金されない場合は、文書で通知のうえ、登録を削除することがあります。

I 申請の手続き

1 申請書を提出する者

公立豊岡病院組合が行う物品・役務関係の競争入札に参加することを希望される方が、提出してください。

2 申請の受付ができない者

下記のいずれかに該当する場合は、申請書の受付できません。

(1) 公立豊岡病院組合の入札参加資格制限基準に該当する者

- ① 契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ④ 公立豊岡病院組合との契約に関して地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しない者
- ⑤ ④に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ⑥ 入札参加資格審査申請書その他の提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑦ 消費税及び地方消費税（延滞税等の附帯税を含む。）を滞納している者
災害等により国税通則法の規定に基づき、徴収猶予又は納税の猶予を受けている場合は除きます。
- ⑧ 添付書類不備、印鑑押印もれ等、必要な書類が整っていない者

3 提出書類

※公立豊岡病院組合様式は、ホームページからダウンロードできます。

<http://www.toyookahp-kumiai.or.jp/>

(1) 全ての申請者が提出する書類

法 人	個人企業
受付票（様式）	
①物品・役務関係入札参加資格審査申請書（様式 No.1～No.4）	
②前年度（直前決算期）及び前々年度の決算書類（損益計算書、貸借対照表） ※直前決算とは、申請日以前で決算が確定しているものをいいます。	②個人事業に係る経営事項申告書（様式） ※決算書類を作成している場合は前年度及び前々年度分ともに提出してください。
③消費税の納税証明書（その3の3、もしくはその3の2） ・法人の場合は納税証明書（その3の3）を、個人の場合は納税証明書（その3の2）を提出してください。 ・税務署が発行する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの・写し可）を提出してください。 ・免税又は非課税業者の方も申請すれば納税証明書が交付されます。 ・納税証明書は、本社（店）を管轄する税務署において1通400円で発行しています（オンライン請求の場合は370円。）。	
④商業登記簿謄本 ・原本又は写し。発行後3ヶ月以内のもの。 ※日本国内に商業登記ない外国法人の場合本国の管轄官庁が発行する証明書及びその日本語訳文。	④-1身分証明書（禁治産者、準禁治産者、又は破産者でないことの証明書） ・原本又は写し。発行後3ヶ月以内のもの。 ・代表者の本籍地である市町村で発行。 ※外国人の場合、登録原票記載事項証明書 ④-2成年被後見人、被保佐人、被補助人でないことの証明（登記されていないことの証明書） ・原本又は写し。発行後3ヶ月以内のもの。 ・東京法務局又は全国の法務局・地方法務局（本局）で発行。（豊岡支局では取得できません。） ※④-1、④-2の両方の提出が必要です。
⑤使用印鑑届（様式） ※法務局発行の「印鑑証明書」ではありません。	

(2) 該当する申請者のみが提出する書類

＜以下、法人・個人事業者とも共通＞	
⑥ 障害者雇用状況報告書（様式）	
⑦ 障害者雇用状況報告書（様式第6号）の写し 公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」（原則として、職業安定所の平成30年の受付印のあるものの写し（電子申請の場合は、申請の際の書類控え） ※身体障害者若しくは知的障害者の雇用状況の報告義務があり、様式第6号の⑩計の欄に1人以上の人数の記載がある事業者のみ提出すること。 ※受付印がない場合、その理由（「報告書を郵送したため」など）を記載した付箋等を報告書の写しに貼り付けてください。	
⑧ JISQ9001:2008（ISO9001:2008）又はJISQ9001:2015（ISO9001:2015）、JISQ14001:2004（ISO14001:2004）又はJISQ14001:2015（ISO14001:2015）の登録証及び付属書の写し 【要件】9001・・・企業全体又は入札参加資格登録種目を扱う特定部門・部署（工場）等が取得している場合に提出してください。 14001・・・企業全体又は入札参加資格登録するすべての営業所等が取得している場合に提出してください。	
⑨ 許可証、認可証、届出済証等の写し 希望する業種の営業に関して官公庁の許認可等が必要な場合（本手引きP15参照）は、必ず提出してください。	
⑩ 代理店、特約店等の証明書の原本又はその写し（様式は任意） 販売代理店、特約店となっている場合に提出してください。	
⑪ 委任状（様式） 本店の部門、支店・営業所等を取引窓口として登録する場合は、必ず提出してください。 ※委任する支店等ごとに別葉にして作成してください。 ※受任者名等は、使用印鑑届に記載のものと同じものを記入・押印してください。 ※必ず「3 委任期間」を記入してください。	

4 提出方法

- (1) 添付書類に不足がある場合は受付できません。
- (2) 障害者雇用状況報告書、ISO登録証等の提出がない場合は、該当なしとして取扱います。
- (3) 申請書と添付書類はA4フラットファイルに前項「3 提出書類」の番号順に綴じ込み、書類ごとにインデックスで見出しをつけて提出してください（受付票は一番前に綴り、インデックス不要です）。背表紙に事業者名を記載して下さい。
- (4) 申請書等の内容を誤って記入したときは、再度様式をダウンロードして記入し直してください。
- (5) 受付期間の後半は毎回非常に混雑します。混雑緩和のため、できるだけ受付期間の早い時期にお越しください。また、申請書類等に不備があり再提出する場合も必ず受付期間内に持参する必要がありますのでご注意ください。

Ⅱ 申請書類の記入要領

※記入に際しては、必ずこの記入要領にひととおり目を通してから行ってください。

1 物品・役務関係入札参加資格審査申請書について

1 一般的事項

(1) 申請書に記入する内容について

- ① 文中に特に定めがない場合には、記入する時点での状況を記載してください。ただし、経営に関する事項（「11 前年度、前々年度決算時の総売上額」から「18 流動資産の額、流動負債の額」（本手引き P 9～10参照））の項目については、それぞれの時点を定めていますので、その時点における状況を記入してください。
- ② なお、個人事業者の場合は、前年12月末現在の状況を記入してください。
- ③ また、決算整理中であって直前決算が確定しない場合は、その1期前の確定した決算の内容を記入してください。

(2) 記入にあたっては、次の要領により記入してください。

- ① 直接入力するか、手書きの場合は黒のボールペンを使用してください。
- ② 記入は、特に指定のない場合、基本的に左詰で記入してください。
- ③ 漢字は、楷書で正確かつ明瞭に記入してください。
- ④ 数字は、アラビア数字で記入してください。
- ⑤ 記入内容を訂正する場合については、再度様式をダウンロードして記入し直してください。

(3) 申請者は、*印の欄（受付番号等）には記入しないでください。

2 申請者

(1) 会社名（法人のみ）

- ① 「株」、「有」等の略称は使用せず、「株式会社」、「有限会社」と記入してください。
- ② 個人事業者は、「会社名（法人のみ）」欄には記入しないでください。

(2) 代表者名

- ① 本社代表者名を記入してください。支店、営業所長名での申請はできません。
- ② 代表者名の姓と名とは枠が別になっていますので、ご注意ください。
- ③ 必ず代表者名の右横に実印を押印してください。（会社印は不要です。）

<記入例>

会社名（法人のみ）

株	式	会	社	豊	岡						
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

（姓）

（名）

◆代表者名

公	立				
---	---	--	--	--	--

豊	子			
---	---	--	--	--

(3) 所在地

- ① 登記簿上の所在地を記入してください。なお、登記簿上の所在地と実際の所在地が異なる場合は、「4 登録者情報（6）所在地」（本手引き P 6 参照）の所在地を実際の営業上の所在地としてください。
- ② 「市区町村名以下」は、番地まで記入してください。

3 連絡先

- (1) 連絡先の欄は、実際に書類を作成された担当者の「会社名（支店名）」、「氏名」等を記入してください。（内容を確認するときの連絡先となります。）
- (2) 行政書士が代行される場合は、行政書士の事務所名、氏名等の情報を記入してください。（この場合、申請者の了解を得てください。）
- (3) 記入方法は、「2 申請者」欄と同様です。

4 登録者情報（本店・本社を記載）

- (1) 本店・本社の内容を記入してください。支店、営業所名での登録はできません。
- (2) ふりがな
屋号・商号のふりがなを、ひらがなで記入してください。なお「かぶしきがいしゃ」、「ゆうげんがいしゃ」等の組織区分は省略し、名称のみを記入してください。

<記入例>「株式会社神戸ポート」の場合

こ	う	べ	ぽ	ー	と						
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

- (3) 商号・屋号
法人の場合は商号を、個人事業者の場合は屋号を記入してください。なお、「株」、「有」等の略称は使用せず、「株式会社」、「有限会社」と記入してください。（「2 申請者」の記入例参照）
- (4) 代表者名
代表者の氏名のみを記入してください。役職名は不要です。また、姓と名とは枠が別になっていますのでご注意ください。（「2 申請者」の記入例参照（本手引きP5））
- (5) 郵便番号
本店・本社の所在地の郵便番号を、数字で記入してください。
- (6) 所在地（営業上の所在地を記入してください。）
 - ① 営業上の所在地を記入してください。
 - ② 「市区町村名以下」は、番地まで記入してください。
- (7) 取引希望の有無
 - ① 本店・本社が取引の主体となることを希望する場合は、必ずチェック（レ）を記入してください。（本社・本店のみ登録を行う申請者にあっては、必ずチェックを入れてください。）
 - ② 「取引を希望する支店、営業所等」で登録した支店、営業所のみで公立豊岡病院組合と取引を行い、本店・本社では取引を希望しない場合のみチェックが不要です。※チェックがない場合には、本店・本社では入札等に参加できませんのでご注意ください。

5 人格

登録者の人格に応じて、該当する次のコード番号を記入してください。

0	個人
1	株式会社
2	有限会社
3	合資会社

4	合名会社
5	上記以外（協同組合、社団法人、NPO法人、中間法人、独立行政法人等）

6 資本形態

登録者の資本の形態に応じて、該当する次のコード番号を記入してください。

0	国内企業	邦人の個人を含む
1	外国企業(1)	国内に支店等の営業拠点を有する企業及び外国人登録をしている個人
2	外国企業(2)	国内に支店等の営業拠点を有しない企業及び上記以外の外国人
3	合弁企業(1)	外国資本の比率が50%超の企業
4	合弁企業(2)	外国資本の比率が50%の企業
5	合弁企業(3)	外国資本の比率が50%未満の企業

7 事業別区分

登録者の事業の形態に応じて、該当する次のコード番号を記入してください。

1	製造業、製造卸業、リース業及び2、3、4のいずれにも該当しない業種を主たる営業種目とする者
2	小売業、製造小売業を主たる営業種目とする者
3	卸売業を主たる営業種目とする者
4	各種サービス業を主たる営業種目とする者

8 希望業種

登録後の入札参加についての重要な申請事項ですので、充分検討して記入してください。（希望順位〈特に第一希望〉は、発注の際に考慮されることがあります。特に、公立豊岡病院組合が行う指名競争入札については、原則として該当する分類の第1希望の中から指名業者を選定しますので、希望順位には注意してください。）

- (1) 「業種別コード区分表」（本手引きP16参照）により、公立豊岡病院組合との取引を希望する業種を選択し、該当する業種区分のコード番号を記入してください。
- (2) 希望業種は、大分類に関係なく小分類で5個まで選択できます。この際、同じ小分類コードを2回以上重複して記載しないでください。
- (3) 今回申請された希望業種については、今回登録の有効期間中は希望順位を変更したり、新たな営業種目と入れ替えたりはできませんので、充分考慮のうえ記入してください。また、第2希望以下は後でも追加ができますので、現時点で無理に記入する必要はありません。

9 取扱品目（業務）、メーカー名等

登録後の入札参加についての重要な申請事項ですので、充分検討して記入してください。

- (1) 各「大分類」のうち、「その他〇〇」を希望した場合には、必ず取扱品目等（業務）欄に具体的業種や機器の一般名称を簡潔に記入してください。

(2) また、特殊な機器の取扱を希望する場合にも、同様に記入してください。(取扱品目等は、発注の際に考慮されることがあります。)

《例1》販売業・製造販売業等の場合

- ① 「取扱品目(業務)」欄は、取り扱いを希望する品目の一般的名称を記入してください。(必ずしも「小分類」の表現とは一致しなくともよい。)品目名は、複数を記入することができます。
- ② 「メーカー名等」欄は、取引メーカー名を記入してください。主力取引メーカーや、特約店・代理店関係にあるものは優先して記入してください。この場合には、特約店証明書等の添付が必要です。自社製造の場合は「自社」と記載してください。

<記入例> 小分類「医療器機」を第1希望、「医療用機器リース」を第2希望とする場合

◆大分類名	◆小分類名	◆取扱品目(業務)	メーカー名等
◆第1希望			
0 4	0 4 0 1	医 療 用 具 販 売 業	○ ○ メ デ ィ カ ル
第2希望			
0 9	0 9 0 2	リ ー ス 医 療 機 器	○ ○ メ デ ィ カ ル

《例2》役務の提供の場合

- ① 「取扱品目(業務)」欄は、取り扱いを希望するサービス等の具体的な名称又はサービス内容等を記入してください。(「小分類」の表現よりも具体的なものとしてください。)なお、取扱品目(業務)名は、複数を記入することができます。
- ② 「メーカー名等」欄は、特に記入する必要はありません。

<記入例> 小分類「電算業務(開発、保守管理)」を第1希望とする場合

◆大分類名	◆小分類名	◆取扱品目(業務)	メーカー名等
◆第1希望			
1 0	1 0 0 1	各 種 ア プ リ ケ ー シ ョ ン ソ フ ト 開 発	

10 資格・許認可等

営業に関し必要な官公庁の許可・認可等がある場合は、その名称を記入してください。この場合には、官公庁発行の許可証の写し等の添付が必要です。なお、該当がない場合は、特に記入する必要はありません。

<記入例>

取得資格・許認可等

医	薬	品	販	売	業	許	可	、	農
薬	販	売	業	届					

11 前年度、前々年度決算時の総売上額（※千円単位〈千円未満切り捨て〉、数字、右詰で記入）

- (1) 前年度、前々年度決算時の総売上額を記入してください。
- (2) 営業開始から1年を経過しない場合で、決算を行っていない者は「0」を記入してください。
- (3) 決算時期変更のため、各決算対象期間が12ヶ月間でない場合
決算対象期間に係わらず、直前決算時から12ヶ月間遡った総売上額を前年度決算時の総売上額欄に、更に12ヶ月遡った総売上額を前々年度決算時の総売上額欄に記入してください。（この場合には、対象となる期間の決算関係資料と12ヶ月分に対応する内訳書を提出してください。）
- (4) 営業月数が24ヶ月に満たない場合
直前決算時から12ヶ月間遡った総売上額を前年度決算時の総売上額欄に、それ以前の総売上額を前々年度決算時の総売上額欄に記入してください。（この場合には、対象となる期間の決算関係資料と12ヶ月分に対応する内訳書を提出してください。）
- (5) 前年中に合併した場合
合併したすべての法人の売上額の合計を、前年度決算時の総売上額欄に記入してください。

12 資本金額（※千円単位〈千円未満切り捨て〉、数字、右詰で記入）

- (1) 直前決算期の資本金額を記入してください。
- (2) 営業開始から1年を経過しない場合で、決算を行っていない者は「0」を記入してください。
- (3) 個人事業の場合は、直前決算期末の元入金額を記入してください。

13 自己資本の額（※千円単位〈千円未満切り捨て〉、数字、右詰で記入）

- (1) 直前決算期分貸借対照表の資本の部（純資産の部）合計を記入してください。
- (2) 営業開始から1年を経過しない場合で、決算を行っていない者は「0」を記入してください。
- (3) 個人事業の場合は、期首の資本金に、事業主借勘定、事業主利益を加え、事業主貸勘定を控除した金額を記載してください。
- (4) この額が負となる場合は、金額の前にマイナス（「-」）を付けて記入してください。

14 設備の状況（※千円単位〈千円未満切り捨て〉、数字、右詰で記入）

- (1) 直前決算期における貸借対照表中の有形固定資産の各項目の中から、「機械装置」「車両運搬具」及び「工具・器具及び備品」の3項目のみの合計金額を記入してください。（「土地」、「建物」、「建物付属設備」等、他の項目は含みません。）
- (2) 営業開始から1年を経過しない場合で、決算を行っていない者は「0」を記入してください。

15 従業員数

- (1) 直前決算期における本店及び支店等の常時雇用人数及び役員の人数の合計、個人事業の場合は営業主及び従業員の人数の合計を記入してください。（いずれもパート・アルバイト等非正規雇用は含みません。）
- (2) 決算を行っていない者は、申請時における従業員数を記入してください。

16 うち障害者数

- (1) 「従業員数」で記入した人数のうち、障害者の実人数を記入してください。(障害者雇用状況報告書に記載されている人数ではありませんのでご注意ください。)
- (2) 障害者を雇用していない場合は「0」を記入してください。

17 営業開始年月

営業開始年月は、法人にあつては現法人の登記簿上の設立年月（登記簿上で確認できるもの、前身が個人営業又は合併等を経た場合でも同様）、個人にあつては現在の経営者が経営権（いわゆるのれん）を得た年月を記入してください。記入方法は、以下の例のように記入してください。

<記入例> 平成9年4月設立の場合

1	明治
2	大正
3	昭和
④	平成

0	9	年	0	4	月
---	---	---	---	---	---

元号は、該当する番号を丸で囲んでください。

18 流動資産の額、流動負債の額（※千円単位〈千円未満切り捨て〉、数字、右詰で記入）

- (1) 直前決算期の貸借対照表中の「流動資産」の額及び「流動負債」の額を記入してください。
- (2) 営業開始から1年を経過しない場合で、決算を行っていない者は「0」を記入してください。

19 消費税課税の有無

次表により該当するコード番号を記入してください。

1	消費税の課税事業者
2	消費税の非課税事業者

※課税事業者は、完納証明書（法人はその3の3、個人はその3の2）《税務署発行》の原本又はその写しを提出してください。

20 障害者法定雇用率達成状況について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において障害者の雇用状況の報告義務のある事業者のうち、法定雇用率を達成している事業者は「1」を、未達成の事業者は「2」を、報告義務のない事業者は「3」を丸で囲んでください。提出書類については、本手引きP11をご覧ください。

1	法定雇用率達成事業主
2	法定雇用率未達成事業主
3	該当なし

21 ISO9001取得の有無（品質マネジメントシステム）

JISQ9001:2008（ISO9001:2008）又はJISQ9001:2015（ISO9001:2015）の取得状況について以下の区分に応じて、次表により該当するコード番号を記入してください。

1	企業全体又は入札参加資格登録種目を扱う特定部門・部署（工場）等が取得している場合
2	1 以外の場合

※「1」に該当する場合は登録書及び付属書の写しの添付が必要です。

22 IS014001取得の有無（環境マネジメントシステム）

JISQ14001:2004 (ISO14001:2004) 又はJISQ14001:2015 (ISO14001:2015) の取得状況について、次表により該当するコード番号を記入してください。

1	企業全体又は入札参加資格登録するすべての営業所が取得している場合
2	1 以外の場合

※「1」に該当する場合は登録証及び付属書の写しの添付が必要です。

ISOの取得とは、（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証を受けていることです。

23 取引を希望する支店、営業所等

法人等の代表者から委任を受け、契約権限を有している本店の部門、支店・営業所等で、公立豊岡病院組合と取引を希望するものがある場合には、その支店、営業所等の情報を記入してください。この場合、法人等の代表者（支店・営業所等は不可）からの【委任状】が必要です。その他の欄の記入については、「4 登録者情報」の欄の記入方法と同様です。

24 添付書類

添付書類のチェックボックスに、チェックを記入してください。なお、提出すべき書類については「3 提出書類」（本手引き P 3 参照）に記載のとおりです。

（1）許可証、認可証、届出済証等

チェックボックスにチェックを入れ、枚数欄に許可等の件数を数字で記入してください。また、枚数の右横の欄には、許可、認可等の名称を記入してください。

（2）代理店、特約店等の証明書

チェックボックスにチェックを入れ、枚数欄に代理店等の件数を数字で記入してください。また、枚数の右横の欄には、代理店、特約店等の内容を記入してください。（代理店、特約店以外のいわゆる販売店は、該当しませんので、記入しないでください。）

（3）委任状（本店・本社から本社の部門、支店、営業所等への委任）

該当する支店等に合わせて、チェックボックスにチェックを記入してください。

2 障害者雇用状況報告書について

次の（1）又は（2）に該当する場合は、それぞれに掲げる書類を提出してください。

- （1）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく身体障害者又は知的障害者の雇用状況の報告義務があり、公共職業安定所に提出した平成 30 年 6 月 1 日現在の「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の⑩計の欄に 1

人以上の人数の記載がある場合

- ① 「障害者雇用状況報告書（公立豊岡病院組合）」
- ② 公共職業安定所に提出した平成 30 年 6 月 1 日現在の「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」（公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し（電子申請の場合は、申請の際の書類控え）

※受付印がない場合、その理由（「報告書を郵送したため」など）を記載した付箋等を報告書の写しに貼り付けてください。

(2) 雇用状況の報告義務のない事業者で、現に障害者を常用雇用している場合

- ① 「障害者雇用状況報告書（公立豊岡病院組合）」

※ 障害者を常時雇用していない場合は、提出不要です。

3 個人事業に係る経営事項申告書について

- (1) 個人事業者については、この申告書を作成のうえ、代表者の実印を押印して提出してください。
- (2) () 又は枠の中の各欄に必要な金額を記入し、計算が必要な箇所はそれぞれ計算を行って必要な金額を算出してください。
- (3) 各欄の記入にあたっては、会計の帳簿や、税務署に提出した青色申告書の控え等を参照してください。

※「6 自己資本の額」の元入金は貸借対照表の「元入金」を、積立金は貸借対照表の「事業主借勘定」から「事業主貸勘定」を差し引いた額を、繰越金は貸借対照表の「（青色申告特別控除前の）所得金額」を、それぞれ記入してください。（マイナスの場合でもマイナスのまま記入・算定してください。）

4 使用印鑑届について

- (1) 表の上部右側に、法人等の代表者名で（支店長、営業所長等名は不可）、実印を押印して提出してください。
- (2) 表中、本店欄には必要事項を記入し、本店が公立豊岡病院組合との取引（入札、見積、代金の請求受領等）に通常使用する印鑑を、鮮明に押印してください。使用印鑑は通常取引の際に使用するものですので、実印である必要はありません。

なお、本店での取引を希望されない場合は本店欄は空欄とし、記入押印等をしないでください。

- (3) 表中、支店欄には「2 3 取引を希望する支店、営業所等」で公立豊岡病院組合と取引を希望する支店・営業所等を登録した場合に記入してください。必要事項を記入し、委任状に押印した印鑑と同じ印鑑を鮮明に押印してください。

※1 会社（支店等）印（いわゆる“角印”“社印”）がない場合は、空欄で結構です。（代表者印は必ず押印してください。）

※2 資格取得後、公立豊岡病院組合との取引には、この用紙に押印した印鑑を使用いただくことになります。使用印鑑を変更する際は、変更届が必要になりますのでご注意願います。

5 「登記されていないことの証明書」等について

「民法の一部を改正する法律」等の成年後見関連四法（新法）が平成12年4月1日から施行されたことにより、個人事業者について、身分証明書として下記の2種類が必要となっています。

「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。この証明書は、平成12年4月1日以降に登記されていないことを証明するものであり、同年3月31日までに禁治産宣告・準禁治産宣告を受けているかどうかを証明するものは本籍地の市区町村が発行する身分証明書になりますので、次の2種類を提出してください。

○身分証明書（禁治産者、準禁治産者、又は破産者でないことの証明書）

本籍地の市区町村で発行。

○登記されていないことの証明書

東京法務局又は全国の法務局・地方法務局（本局）で発行。豊岡支局では取得できません。

証明事項「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」

6 受付票について

受付票については、太枠の中に商号又は屋号を記載してください。他の欄は記載する必要はありません。

郵送の場合は、返信用封筒に切手を貼って同封してください。受付票の返送を希望されない場合は、余白にその旨を記載していただければ、封筒の同封は不要です。

（参考）資格取得後の登録内容の変更等について

（1）入札参加資格審査申請事項の変更届について

入札参加資格審査申請事項に変更があった場合、その旨の届け出が必要になることがあります。届出が必要な場合は、速やかに関係書類を提出してください。（持参、郵送のいずれかにより提出願います。）

なお、資格承継については、事由によっては認められないことがありますので、詳しくはお問い合わせください。

イ 届出が必要な事項

- ① 商号又は名称の変更
- ② 支店又は営業所の名称、所在地、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス等の変更
- ③ 本店の取引希望の有無の変更
- ④ 法人にあっては、その代表者及び受任者の氏名の変更
- ⑤ 個人にあっては、その者の氏名及び受任者の氏名の変更
- ⑥ 使用印鑑の変更
- ⑦ 営業を廃止した場合
- ⑧ 資格の承継があった場合（会社の合併、営業譲渡、個人の相続、個人から法人への組織変更等）
- ⑨ 入札参加資格申請の取り下げを希望する場合

営業に関し必要な許可・認可等一覧（例示）

注) ここに記載したものは、営業に関して必要な許可等の例示です。これ以外の営業種目でも許可等を必要とする場合は許可証等の写しを添付してください。

	大分類名	小分類名	業務の名称	必要な許認可等
04	医療・薬品類	医療機器	医療用具販売業	知事：届出
		医療用薬品	医療品販売業 毒物劇物販売業	知事：許可 知事：登録
		工業用薬品	毒物劇物販売業	知事：登録
05	理化学・計測機器類	計測機器	計量器販売業 計量器製造業	知事：届出 経済産業省：届出
		その他理化学・計測機器類	消防設備業	市町村：届出
06	燃料・動力類	石油	石油製品販売業 揮発油販売業	経済産業省：届出 経済産業省：登録
		LPガス	液化石油ガス販売事業	知事：登録
		高压ガス	高压ガス販売業	知事：届出
07	車両類	車両部品及び修理	自動車分解整備事業	国土交通省：許可
09	リース・レンタル	リース	自動車有償貸渡業	国土交通省：許可
10	役務の提供	クリーニング	クリーニング業	知事：届出
		人材派遣	一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業	厚生労働省：許可 厚生労働省：届出
		資源回収	古物商	公安委員会：許可
		警備業務	警備業	公安委員会：認定
		設備保守・管理	浄化槽保守点検業務	知事：登録
		その他清掃	浄化槽清掃業	市町村：許可
		産業廃棄物処理	産業廃棄物処理業	知事：許可

業種別コード区分表

< 物品の製造・販売等 >

大 分 類	小 分 類		
	コード	名 称	業 務 の 例 示
事務用機器類 コード：01	0101	OA機器	パソコン・周辺機器
	0102	印刷機器	複写・印刷機器
	0103	その他事務用機器	
什器類 コード：02	0201	家具	木製・スチール家具、事務用家具
	0202	ミシン・編み機	
	0203	ガス・厨房機器	厨房機器（食器を除く）、ガストーブ
	0204	幕・テント・看板	
	0205	その他じゅう器	浴槽、トイレ設備
一般機械 器具設備類 コード：03	0301	電機設備	受変電・発電設備、配分電設備、空調設備
	0302	家電製品	一般家電製品、照明器具、蛍光灯
	0303	通信・音響機器	通信機器、放送・音響機器、視聴覚機器
	0304	建設機器	
	0305	消防機器	防災用品、火災報知器、避難器具、災害用備蓄品
	0306	その他機械器具・設備類	ポンプ、ボイラー、自販機、食品加工機械
医療・薬品類 コード：04	0401	医療機器	
	0402	医療用薬品	医薬品、検査試薬
	0403	工業用薬品	水道用処理薬剤、滅菌剤
	0404	衛生材料	包帯、ガーゼ、紙おむつ
	0405	その他医療・薬品類	医療用消耗品、知能検査器材
理化学・ 計測機器類 コード：05	0501	理化学機器	化学・工学機器、分析装置、実験機材
	0502	計測機器	度量衡器、測量機器
	0503	その他理化学・計測機器類	
燃料・動力類 コード：06	0601	石油	ガソリン、灯油、軽油、重油、工業用油脂、潤滑油
	0602	LPガス	
	0603	高圧ガス	医療・理化学・工業用ガス
	0604	電力	電力
	0605	その他燃料・動力類	木炭、練炭、石炭、天然ガス

大分類	小分類		
	コード	名称	業務の例示
車両類 コード：07	0701	車両販売	
	0702	車両部品及び修理	車検、特殊架装
	0703	その他車両等	自転車、オートバイ
食料品 コード：08	0801	食料品	
リース・ レンタル コード：09	0901	リース（事務機器）	コンピューター、コピー機
	0902	リース（リネン、医療用機器）	リネン、ベッド
	0903	その他リース	車両、樹木

< 役務の提供 >

大分類	小分類		
	コード	名称	業務の例示
役務の提供 コード：10	1001	電算業務（開発、保守管理）	システム・ソフト開発、保守管理
	1002	その他電算業務	データ処理、ホームページ作成
	1003	広告	広告代理、CM制作
	1004	旅客運送	バス、自動車による旅客運送
	1005	その他運送	貨物運送、引越、宅配
	1006	クリーニング	衣類、シーツ
	1007	人材派遣	（労働者派遣法に基づく許可を有するもの）
	1008	資源回収	古紙・金属等売払
	1009	警備業務	建物、工事現場等の警備
	1010	建物保守・管理	ビル等建築物の保守管理
	1011	設備保守・管理	電気設備、衛生設備の保守管理
	1012	清掃業務（建物）	ビル等の清掃（設備の清掃を除く）
	1013	清掃業務（屋外）	道路、庭等の清掃
	1014	その他清掃	設備、浄化槽・貯水槽その他の清掃
	1015	害虫駆除	建物内部、林業地
	1016	産業廃棄物処理	（収集、運搬を含む）
	1017	各種調査・研究	（設計・測量等の業務を除く）
	1018	イベント等企画	イベント・編集の企画、ビデオ制作
	1019	筆耕、翻訳等業務	筆耕、翻訳、速記、テープ起こし、製図、トレース
	1020	その他役務	車両運行管理、貸倉庫

<その他>

大 分 類	小 分 類		
	コード	名 称	業 務 の 例 示
その他 コード：11	1101	その他	上記全ての分類に該当しない場合に、ご記入ください。